

国保特集 6・7面

# 国民健康保険のお知らせ

## 2億5000万円を保険料率の抑制や減免に充当

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険です。

国民健康保険の保険料は、医療費など必要と見込まれる費用額から国・県の補助金や市の繰入金などの収入を除いた額(賦課総額)を皆さんに割り振り、負担していただいています。このたび、平成21年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

21年度も一般会計から通常行われる繰り入れのほか、昨年度に引き続き2億5000万円を繰り入れ、保険料率の抑制に1億5000万円を、減免制度の拡充に1億円を充てることになりました。

# 保険料について

〔問合せ先〕国民健康保険グループ

(0798・35・3117)

## 介護納付金分の保険料率を引き下げ

平成21年度の保険料は昨年度に引き続き、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分および③介護納付金分の3つをあわせて徴収します(下図参照)。

医療費の増加や急激な景気の後退など、国民健康保険をとりまく状況は厳しいものがあります。保険料率上昇の抑制を図るため、昨年度に引き続き一般会計から1億5000万円の繰り入れを行います。あわせて、国民健康保険の財政の安定化を図るために積み立てている基金(財政安定化基金)からの繰り入れなどを行います。これにより、医療給付費および後期高

齢者支援金分の保険料率は、昨年度と同一に据え置きます。また、介護納付金分の保険料率は引き下げます。

## 《保険料の計算方法について》

①医療給付費分：所得割額が平成20年中の基準総所得金額の6.7%、均等割額が被保険者1人につき2万6160円、平等割額が1万9920円になります。

②後期高齢者支援金分：所得割額が20年中の基準総所得金額の2.1%、均等割額が被保険者1人につき7440円、平等割額が5520円になります。

③介護納付金分：所得割額が20年中の基準総所得金額の1.9%、均等割額が被保険者1人

につき1万1400円(20年度1万1760円)になります。

※なお、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)への移行で国民健康保険の被保険者が1人になった世帯については、保険料のうち平等割額が半額になります(ただし、世帯構成が変更になった場合は、見直す必要があります)。保険料の最高限度額(賦課限度額)は医療給付費分が47万円、後期高齢者支援金分が12万円、介護納付金分が9万円、合計68万円です。

## 保険料通知書は6月中旬に郵送

新しい保険料率に基づいて決定した平成21年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送します。なお、保険料の軽減や減免については次ページを参照ください。

気軽にご相談ください

**保険料**

**ご質問コーナー**



市は、保険料の算定方法などの質問や納付方法の相談のため「国民健康保険料ご質問コーナー」を設けます。

【日程】6月18日(土)26日(土)日曜を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

【会場】市役所本庁舎2階252会議室

## 平成21年度保険料の計算方法

保険料の計算方法は下記のとおりです。

	①医療給付費分 限度額47万円	②後期高齢者支援金分 限度額12万円	③介護納付金分(※3) 限度額9万円		平成21年度 保険料 限度額68万円
所得割額	平成20年中の 基準総所得金額×6.7% (※1)	平成20年中の 基準総所得金額×2.1% (※1)	平成20年中の 基準総所得金額×1.9% (※1)	+	
均等割額	26,160円×被保険者数	7,440円×被保険者数	11,400円×被保険者数 (20年度11,760円)	+	
平等割額 (※2)	19,920円	5,520円	なし	=	

〈※1〉基準総所得金額＝総所得金額等－基礎控除(33万円)

	総所得金額等	
■給与所得の場合	給与収入－給与所得控除	－基礎控除(33万円)
■事業所得の場合	事業収入－必要経費	－基礎控除(33万円)
■年金所得の場合	年金収入－公的年金控除	－基礎控除(33万円)

〈※2〉世帯の被保険者が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行することによって、国民健康保険の被保険者が1人になった世帯については、平等割額の保険料が半額になります。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直すことがあります  
〈※3〉介護納付金分の保険料は、40歳～64歳の介護保険第2号被保険者がいる世帯のみに賦課します

## 国保用語解説



**所得割額**  
各世帯の所得に応じて算出される額

**均等割額**  
各世帯の被保険者数に応じて算出される額

**平等割額**  
各世帯ごとに一律で割り当てられる額

広告

## サラ金・クレジット問題でお悩みの方、完済された方

- ◎債務整理の方法は自己破産ではありません。
- ◎「任意整理」という方法は、取引が一般に7年以上あれば、借金はかなり減額できる可能性があります。(過払金)
- ◎完済されている方でも過払金が生じていることがありますので、完済から10年たっていない方はぜひご相談下さい。

**着手金無料**  
**費用分割可**

認定司法書士に債務整理を委任すると、業者から本人への取立は止まりますのでご安心下さい。

## 甲東園法務司法書士事務所

**完全電話予約制 0798-54-3259**

■電話受付時間：平日9時～18時 平日夜、土日祝は事前要予約  
※非通知設定の電話はお受け出来ませんので、ご了承下さい。  
阪急今津線甲東園駅徒歩2分/コインパーキング(有料)が近くにあります。

広告



## 阪神米穀のお米

# えっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)  
■http://www.ebessan.jp

一口ごはんメモ：糖尿病予防にごはん食

糖尿病は、血糖値が高い状態が続く病気です。こうした病気にならないためには食生活での脂肪のとり過ぎを防ぎ、ごはんを中心とした栄養バランスのとれた食事をとることが大切です。

〔阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。〕